

将来にわたって国民健康保険を安心してご利用いただくため、以下の通り保険税を改正します。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※保険税決定の通知書は、7月中旬に送付します。

1 国民健康保険税の段階的な引き上げ

和歌山県では、令和12年度から「県内統一」（県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険税とする）を目指しています。市でも、県内統一時に国民健康保険税率が大幅に上昇しないよう、段階的に保険税率を引き上げます。

2 「子ども・子育て支援金制度」の開始

児童手当の拡充などに充てることによって、子ども・子育て世帯を社会全体で応援する「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度より始まり、保険税と合わせてご負担いただくこととなります。

【有田市国民健康保険税率の改正内容】

		令和7年度 (改正前)	令和8年度 (改正後)	増加率
医療分	所得割	7.20%	7.80%	0.6% 増
	均等割	25,200円	27,600円	2,400円 増
	平等割	24,000円	24,000円	変更なし
	賦課限度額	660,000円	670,000円	10,000円 増
後期高齢者支援金分	所得割	2.40%	2.60%	0.2% 増
	均等割	8,400円	9,200円	800円 増
	平等割	7,200円	7,200円	変更なし
	賦課限度額	260,000円	260,000円	変更なし
介護分 (40～64歳)	所得割	2.20%	2.40%	0.2% 増
	均等割	8,400円	9,200円	800円 増
	平等割	7,200円	7,200円	変更なし
	賦課限度額	170,000円	170,000円	変更なし
子ども・子育て 支援金分	所得割		0.30%	新設
	均等割		1,118円	
	18歳以上均等割※		73円	
	平等割		766円	
	賦課限度額		30,000円	

※18歳以上均等割・・・18歳未満被保険者については均等割が賦課されません。その分については、18歳以上被保険者に18歳以上均等割として賦課されます。

【軽減判定基準所得】

軽減割合	令和7年度【参考】 軽減基準所得金額	令和8年度 軽減基準所得金額
	7割軽減	基礎控除43万円 +10万円×【年金・給与所得者の数(※①)-1】 以下
5割軽減	基礎控除43万円+30.5万円×被保険者数(※②) +10万円×【年金・給与所得者の数(※①)-1】 以下	基礎控除43万円+31万円×被保険者数(※②) +10万円×【年金・給与所得者の数(※①)-1】 以下
2割軽減	基礎控除43万円+56万円×被保険者数(※②) +10万円×【年金・給与所得者の数(※①)-1】 以下	基礎控除43万円+57万円×被保険者数(※②) +10万円×【年金・給与所得者の数(※①)-1】 以下

※①年金・給与所得者の数・・・公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）と一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）の合計の数

※②被保険者数・・・国保加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一の世帯に属する方）の人数

令和8年度後期高齢者医療制度
保険料率等が決定しました

		均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8年度	医療分	58,748円	10.36%	850,000円
	子ども分	1,385円	0.25%	21,000円
【参考】 令和7年度		54,428円	11.04%	800,000円

保険料は、被保険者に等しく負担いただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額です。

令和8年度から「子ども子育て支援金制度」が開始し、保険料と合わせて負担いただきます。この制度は、全世代で支え合う仕組みとして創設されたもので、国の「子ども未来戦略」に基づく少子化対策に充てられます。

所得の少ない方には、世帯の所得状況に応じた軽減制度が適用されます。令和8年度は、軽減割合の引き上げ（7割軽減）と対象範囲の拡大（5割・2割軽減）を行います。

※令和8年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問 保険年金課 TEL 22-3504
和歌山県後期高齢者医療広域連合
TEL 073-4288-6088

浄化槽の適正な管理をお願いします

浄化槽は適正な管理をしないと、故障や臭いの原因となるおそれがあります。管理者（浄化槽を使用しているまたは設置した方）には、浄化槽法により維持管理として次の3つが義務づけられています。必ず実施してください。

①保守点検（家庭の場合は年3、4回）

- ・機器類の調整、修繕
 - ・消毒剤の補充等
 - ・県の登録を受けた業者へ依頼
- ②清掃（年1回以上）
- ・汚泥の引抜
 - ・機器類の洗浄
 - ・市の許可を受けた業者へ依頼
- ③法定検査
- ・保守点検と清掃の実施状況を確認
 - ・水質検査により浄化槽が正常に機能しているかを確認
 - ・検査は2種類あり
 - ・7条検査（使用開始後3か月を経過した日から5か月以内）
 - ・11条検査（7条検査後毎年1回）
 - ・県の指定検査機関へ依頼
 - ・公益社団法人 和歌山県水質保全センター TEL 073-4332-6433



生ごみ処理容器・処理機購入費補助金
（生ごみの減量化にご協力を！）

家庭から出る生ごみを減量し、たい肥としての再資源化ができる生ごみ処理容器（コンポスト）・処理機を購入する方を対象に、補助金を交付しています。

対象 市内在住、市税等を完納している方

補助金額 購入価格の2分の1
（100円未満切捨て）（上限あり）

- ・生ごみ処理容器 上限3,000円
- ・生ごみ処理機 上限20,000円

申請期間 購入日より1年以内

※個人売買の品、中古品、転売品は対象外です。

※生ごみ処理機の貸与制度もあります。

問 生活環境課 TEL 22-3565

ハンセン病元患者のご家族へ

対象となる方々に補償金を支給します。これは、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。

補償金額 180万円または130万円

請求期限 令和11年11月21日（水）まで

※一部同居等の要件があります。

※電話での受付は平日10時～16時
厚生労働省
TEL 03-3595-2262

マイナンバーカード受取・更新のための休日開庁

日時 7月26日（日）8時30分～12時

対象 マイナンバーカードの受取をされる方、電子証明書の更新のお知らせが届いた方

持ち物

- ① マイナンバーカードの受取
- ② 交付通知書（はがき）
- ③ 通知カード
- ④ 住民基本台帳カード
- ⑤ 本人確認書類
- ⑥ マイナンバーカード（更新等の場合）
- ⑦ ②③はお持ちの方のみ

【電子証明書の更新】

- ① 電子証明書の有効期限通知書
- ② マイナンバーカード
- ③ 本人確認書類（暗証番号をお忘れの方）
- ※住所変更などの手続きはできません。

★マイナンバーカードの申請サポートも実施中！申請がまだの方もぜひご利用ください。

問 市民課 TEL 22-3561

サマージャンボプレミアム12億円
(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

6月30日 3種類同時発売! 発売期間 6/30(火)～7/31(金)
抽せん日 8/12(土)

プレミアム: 1枚 500円
ジャンボ・ミニ: 1枚 300円

公益財団法人和歌山県市町村振興協会